

別紙

スポーツ少年団活動の実施における遵守事項（令和４年７月２５日から）

（活動全般）

- 団関係者に陽性者や濃厚接触者等が確認され、感染の拡大が危惧される場合は、直ちに活動を中止するとともに、再開についてはスポーツ少年団を所管する市町村教育委員会またはスポーツ振興主管課に相談した上で慎重に判断すること。
- 練習前に、検温及び聞き取り等による健康観察を徹底し、少しでも体調に異変がある場合は、練習に参加させないこと。
- 指導者の立ち会いの下、活動を行うこと。
- 練習前後の更衣やミーティングを行う場合は、三密を避けること。
- 練習会場の広さに対する部員数から、密を回避できないと判断される場合は、学年ごとや男女別に分けるなど、活動形態・方法を工夫すること。
特に、屋内で活動する場合は、各種目の特性に応じて、近距離で大声を出す活動などの感染リスクの高い活動は、可能な限り避けること。
- 練習会場はもちろんのこと、更衣室等についても常時又は定期的な換気を行い、完全に外気と入れ替わるようにすること。
- 練習終了後は、速やかに帰宅させること。

（対外交流）

- 県外の大会への参加は、真にやむを得ない場合を除き控えること。
- 県外への練習試合や遠征、県外の団を招いての活動は、当面の間控えること。
- 大会参加や練習試合等の対外交流は、当面の間県内チームと行うこと。ただし、感染が拡大している地域との交流は控えるなど、柔軟な対応をすること。
- 交流後の健康観察は特に徹底し、参加者に異変があった場合は、関係チームで速やかに情報共有するなど、自団や団員が所属する学校、相手チームへの感染拡大防止に細心の注意を払うこと。

（食事）

- 食事をとる際は、単位団毎を原則とし、間隔を十分に確保するなど感染防止対策を徹底すること。
- 練習後は、集団で飲食をしないよう指導をすること。

（移動、宿泊）

- バスや自家用車等で移動する場合は、マスク着用はもちろん、座席に余裕をもって、人数を割り当てるとともに、常時、又は定期的な換気を行うこと。
- 宿泊を伴う活動(合宿等)は、当面の間実施しないこと。